

大里広域市町村圏組合地域密着型サービス事業者選定に関する 審査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大里広域市町村圏組合地域密着型サービス事業者募集要項に基づく事業者選定のための審査（以下次条において「選定審査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び審査)

第2条 選定審査を適正に行うため、地域密着型サービス事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 選定審査は、別表に定める審査基準に基づき行うものとする。

3 選定審査に関し利害関係を有する委員は、当該審査から除かれる。

(委員)

第3条 委員会は、委員6名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 介護保険運営協議会委員 3名

(2) 熊谷市長寿いきがい課長

(3) 深谷市長寿福祉課長

(4) 寄居町健康福祉課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席

させ、意見又は説明を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告及び通知)

第6条 委員長は、委員会の審査結果について管理者に報告するものとする。

2 管理者は、前項の報告に基づき、事業者を選定し、審査結果を事業者に通知するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大里広域市町村圏組合介護保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

審査基準

| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 |
|------------|------------------------------|
| (1) 応募理由 | 地域密着型サービスの施設運営や意義・目的の理解度について |
| (2) 事業所の評価 | 具体的な評価方法の考え方や情報公開に対する姿勢について |

| | |
|----------------|---|
| (3) サービス提供体制 | サービスの具体的な目標や方策について (具体的な独創性や創意工夫の有無) |
| (4) 介護方針 | 利用者に対する生活支援体制や機能向上体制について (自立支援のための具体的な方策の有無) |
| (5) 利用者等に対する取組 | 個人情報保護の考え方、苦情処理体制のあり方について |
| (6) 施設の立地状況 | 計画予定地の場所と周辺状況について |
| | 予定設備の充実度について |
| (7) 施設管理の安全性 | 緊急時の対応や事故発生時の対応等について |
| (8) 資金計画 | 資金計画、事業計画と収支計画は適正か。 |
| | 利用料等は妥当な額か。 |
| (9) 職員の体制 | 職員の基準や研修体制について |
| (10) 地域との連携 | 地域住民との連携について |
| | 利用者家族や地域住民との交流について |
| | 運営推進会議の計画予定について |
| | 医療機関との連携体制について |